

関税定率法等の一部を改正する法律

一八

○関税定率法等の一部を改正する法律

(平成二十三年三月三一日法律第七号)

一、提案理由(平成二十三年三月二二日・衆議院財務金融委員会)

○野田国務大臣

(略)

それでは、ただいま議題となりました関税定率法等の一部を改正する法律案及び国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律等の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

まず、関税定率法等の一部を改正する法律案について御説明申し上げます。

政府は、最近における内外の経済情勢等に対応するため、特恵関税制度、関税率等について所要の措置を講ずるほか、貿易円滑化のための税関手続の改善、税関における水際取り締まりの充実強化等を図ることとし、本法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

第一は、特恵関税制度の改正であります。

平成二十三年三月三十一日に適用期限が到来する開発途上国の产品に対する特恵関税制度について、その適用期限を十年延長するとともに、特定の鉱工業产品等に係る特恵関税の適用の停止の特例を廃止し、鉱工業产品等の特恵税率について引き上げを行う等所要の改正を行うこととしております。

第二は、暫定関税率等の適用期限の延長等であります。平成二十三年三月三十一日に適用期限が到来する暫定関税率等について、その適用期限の延長等を行うこととしております。

第三は、貿易円滑化のための税関手続の改善であります。

輸出申告について、貨物を保税地域等に入れることなく行うことができることとするほか、貨物のセキュリティー管理と法令遵守の体制が整備された通関業者及び製造者の関与する輸出申告に対する特例措置の改善等を行うこととしております。

第四は、税関における水際取り締まりの充実強化であります。

外国貿易機等の運航者等に対し、その入港の前に、予約者の予約情報等について報告を求めることが可能となるほか、アクセスコントロール等回避機器を、輸出してはならない貨物及び輸入してはならない貨物に追加することとしておりま

す。

その他、個別品目の関税率の改正、関税率表の品目分類に関する改正、納税環境整備のほか、所要の規定の整備を行うこととしております。

(略)

以上が、関税率法等の一部を改正する法律案及び国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律等の一部を改正する法律案の提案の理由及びその内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願いを申し上げます。

二、衆議院財務金融委員長報告(平成二三年三月二二五日)

○石田勝之君　ただいま議題となりました各法律案につきまして、財務金融委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、関税率法等の一部を改正する法律案は、最近における内外の経済情勢等に対応するため、特恵関税制度、関税率等について所要の措置を講ずるほか、貿易円滑化のための税関手続の改善、税関における水際取り締まりの充実強化等を図るものであります。

関税率法等の一部を改正する法律

(略)

三、参議院財政金融委員長報告(平成二三年三月三一日)

○藤田幸久君　ただいま議題となりました四法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、関税率法等の一部を改正する法律案は、最近における内外の経済情勢等に対応するため、特恵関税制度及び暫定関税率等の適用期限の延長等を行うとともに、貿易円滑化のための税関手続の改善、税関における水際取締りの充実強化等のための所要の改正を行おうとするものであります。

関税率法等の一部を改正する法律

二〇

委員会におきましては、三法律案を一括して議題とし、震災被害に関する各種の財政・金融上の措置を充実する必要性、税関の体制整備の必要性、国際金融機関に対する出資手続と損失の発生状況、金融機関のコンサルティング機能を強化する方策等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲りま

す。

質疑を終了し、順次採決の結果、関税率法等改正案及び国際通貨基金及び国際復興開発銀行加盟措置法等改正案はいずれ

も多数をもつて、中小企業金融円滑化法改正案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、関税率法等改正案及び中小企業金融円滑化法改正案に対しそれぞれ附帯決議が付されております。

（略）

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議（平成二十三年三月三〇日）

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 平成二十三年東北地方太平洋沖地震による被害が広範囲にわたり大規模に発生していることからかんがみ、多大な被害を受けた地域における関税を始めとする国税の申告・納付等の

期限の延長については、被災者の状況に十分配慮して行うことともに、地震の被害に対応した税関手続の簡素化等により、迅速かつ円滑な通関が行われるよう、柔軟な対応に努めること。

一 関税率の改正に当たっては、我が国の貿易をめぐる諸情勢を踏まえ、国民経済的な視点から国内産業、特に農林水産業及び中小企業に及ぼす影響を十分に配慮しつつ、調和ある对外経済関係の強化及び国民生活の安定・向上に寄与することを努めること。

一 最近におけるグローバル化の進展等に伴い税関業務が増大し、複雑化する中で、適正かつ迅速な税関業務の実現を図るため、税関職員の定員の確保、高度な専門知識を要する職務に従事する税関職員の待遇改善、機構の充実及び職場環境の整備等に特段の努力を払うこと。

右決議する。